

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下松市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

下松市長

公表日

令和5年12月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

母子保健関係情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表 第49項
--------	-------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 項番56の2、69の2、70
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康増進課、こども未来部こども家庭課
②所属長の役職名	健康増進課長、こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	下松市中央町21番1 下松市役所 健康福祉部 健康増進課 電話 0833-41-1234 メール kenkou@city.kudamatsu.lg.jp 下松市大手町3丁目3番3号 下松市役所 こども未来部 こども家庭課 電話 0833-45-1880 メール kodomokatei@city.kudamatsu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	下松市中央町21番1 下松市役所 健康福祉部 健康増進課 電話 0833-41-1234 メール kenkou@city.kudamatsu.lg.jp 下松市大手町3丁目3番3号 下松市役所 こども未来部 こども家庭課 電話 0833-45-1880 メール kodomokatei@city.kudamatsu.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月8日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条 別表第二 項番56の2、70	番号法第19条 別表第二 項番56の2、69の2、70	事後	事務実施による修正
令和5年12月8日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部健康増進課	健康福祉部健康増進課、こども未来部こども家庭課	事後	組織改正による修正
令和5年12月8日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長	健康増進課長、こども家庭課長	事後	組織改正による修正
令和5年12月8日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	下松市中央町21番1 下松市役所 健康福祉部 健康増進課 電話 0833-41-1234 メール kenkou@city.kudamatsu.lg.jp	下松市中央町21番1 下松市役所 健康福祉部 健康増進課 電話 0833-41-1234 メール kenkou@city.kudamatsu.lg.jp 下松市大手町3丁目3番3号 下松市役所 こども未来部 こども家庭課 電話 0833-45-1880 メール kodomokatei@city.kudamatsu.lg.jp	事後	組織改正による修正
令和5年12月8日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	下松市中央町21番1 下松市役所 健康福祉部 健康増進課 電話 0833-41-1234 メール kenkou@city.kudamatsu.lg.jp	下松市中央町21番1 下松市役所 健康福祉部 健康増進課 電話 0833-41-1234 メール kenkou@city.kudamatsu.lg.jp 下松市大手町3丁目3番3号 下松市役所 こども未来部 こども家庭課 電話 0833-45-1880 メール kodomokatei@city.kudamatsu.lg.jp	事後	組織改正による修正
令和5年12月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	時点修正
令和5年12月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	時点修正